



写真-1 稲継樋門から下流を撮影（平成30年6月）

■ 背割堤で本川からの背水の影響を大幅に緩和

上の写真-1は、旧高谷川および藤室川の下流端に設置された稲継樋門から、加古川（佐治川）と柏原川の間に設けられた背割堤を撮影したものです。

古来より、加古川の背水の影響で柏原川下流域は、しばしば浸水被害に見舞われていましたが、平成25（2013）年に完成した背割堤により加古川と柏原川の合流点が約1km下流に移動したことで、加古川の背水の影響がかなり小さくなり、浸水対策に大きな効果が期待されています。

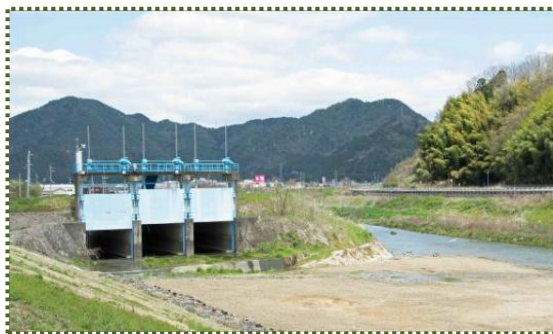


写真-2 背割堤から稲継樋門と柏原川を撮影

■ 江戸時代は村毎の川除け普請

佐治川流域（加古川上流域）は洪水常襲地帯であったことから、洪水の度毎に川成^{※1}（かわなり）や川欠^{※2}（かわかけ）が発生していました。江戸時代の記録を見ても、毎年のように川、溝、井堰、堤防、橋梁、水刳（は）ね^{※3}、破戸（はと：水制の一種）の普請に終始しています。水衝部には水勢を緩和するために破戸を設けたり、堤防法面に立籠（竹で編んだ籠に石を詰めたものを布設して堤防を保護するもので、今でいう蛇籠）を設置したり、あるいは広い馬踏（天端幅）の堤防を築いたりして洪水に備えていました。領主・代官らの検分・修理の苦労も一方ならず、他方百姓もたびたびの被害に耐えかねて逃散^{※4}（ちようさん）したり年貢減免の強訴^{※5}（ごうそ）となることもしばしばあったそうです。

このように度重なる洪水被害があったにもかかわらず村毎の普請にとどまっていた、一貫した治水対策が採られることはありませんでした。氷上郡の村々は細かく分割統治されていて、加えてほとんどの領主は遠隔の地に在ったことが原因です。

※1 川成：河川の氾濫によって川原となり、耕作ができなくなった田畑。

※2 川欠：河川の氾濫により流失した田畑。

※3 水刎ね：杭、蛇籠、石塊等を用いて、河川が蛇行したり流路を変えたりしないように河岸から河身に向けて設けた工作物。

※4 逃散：中世から近世にかけて行われた農民抵抗の手段、闘争形態である。生産者である百姓の逃散は、生産活動の減退を意味するため、支配者（幕府、大名、旗本）は百姓の逃散を厳しく禁ずるとともに、移住も原則として認めなかった。逃散の発生は幕府よりの改易（領地没収）、藩取り潰しの理由となることから、大名は年貢の軽減を図った。

※5 強訴：江戸時代、農民が集団で領主に対して年貢減免や村役人の交代などを要求したことを指す。

■ 明治 40 年の大洪水を契機に佐治川水害予防組合を結成し、佐治川改修運動を展開

明治時代になって、国一県一郡一市町村という行政区分が敷かれて以降も、佐治川流域の一貫した治水対策が検討されることはありませんでした。

そのような中、明治 40（1907）年 8 月 24 日に発生した大洪水は、佐治川流域に甚大な被害をもたらし、大正 4（1915）年、佐治川が県費支弁河川により編入されたのを契機として、大正 6（1917）年 7 月 10 日に佐治川水害予防組合^{※6}が治川 8 町村（柏原町、新井村、沼貫村、生郷村、成松町、幸世村、和田村、小川村）と協力 5 ケ村（葛野、芦田、佐治、神楽、遠坂）によって結成され、各町村長を中心に佐治川改修運動が展開されていきます。

大正 9（1920）年 12 月 16 日、組合常設委員や地元県議の不断の尽力により、佐治川全体にわたる一貫した県営改修計画が策定され、県議会の承認を得ます。（県費 1/2、地元負担 1/2）

しかし、多可郡との問題や地元負担金等でまともならず、大正 12（1923）年予算は取り消しとなります。

同年、農林省は耕地改良を目的に「用排水改良事業補助規程」（国費 1/2、県費 1/4、地元負担 1/4）を発し、農業政策に力を入れ、米の増産を奨励しました。背景には大正 7（1918）、8（1919）年の米価暴騰や大正 12（1923）年 9 月 1 日に起きた関東大震災等の事情も考えられます。

佐治川水害予防組合は、この事業の中で併せて河川改修を実施するべく、大正 15（1926）年用排水改良事業の補助申請を出しますが、全国的な農村不況の最中で地元負担に耐える見込みがなく計画は頓挫します。この頃から世界的大恐慌が起こり、その余波を受け生糸や米価は大暴落、加えて昭和 8（1933）年には米が大豊作となり、「豊作飢饉」ともいわれ農村の窮乏はその極みに達しました。

昭和 7（1932）年 5 月 15 日、犬養首相暗殺の後を受け斎藤実内閣が成立、同年 8 月 31 日、帝国議会は農民救済を目的に「時局匡救（きょうきゅう）予算」を可決、9 月に公布します。これによって「中小河川補助費」は、この匡救予算に組み込まれ、改修工事の地方負担が免除されることになりました。工費の 1/2 は国庫負担、残りは県負担で、しかも工事は県営で実施するというものでした。

しかし、この予算を獲得するには、全国 430 河川と競合しなければならず、失敗すれば何年先になるかわかりません。佐治川水害予防組合役員、各町村組合員は一致団結して請願、陳情に猛烈な運動を展開します。

なお、佐治川水害予防組合は、平成 16（2004）年 11 月 1 日に氷上郡 6 町が合併して「丹波市」になったことに伴い、広域事業としての役目が終わり解散しています。

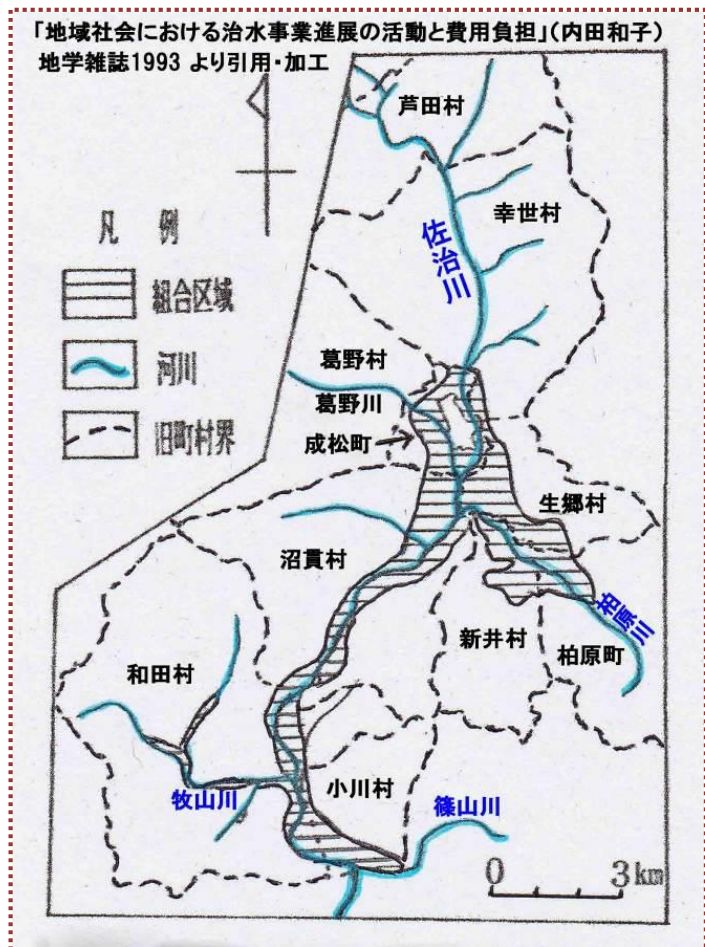


図-1 佐治川水害予防組合区域（1916年当時）

※6 水害予防組合：明治 41（1908）年に制定された「水害予防組合法」に設置の根拠を置く団体。第 1 条で、「堤防水閘門等の保護による水害防禦に関する事業にして特別の事情により地方公共団体の事業とすることができない場合においては水害予防組合を設置することができる」と規定されている。

■ 昭和 7 年、待望の佐治川改修工事起工式が挙行される

昭和 7（1932）年度、佐治川水害予防組合の猛烈な陳情活動の甲斐あって加古川上流改修に対する国庫補助が決定します。改修事業の経緯は以下の通りです。

① 加古川上流改修第 1 期工事（事業区間は西脇市から上流の加古川と佐治川本川）

起工式が昭和 7（1932）年 11 月 5 日小川村において行われた。以後、4 ヶ年継続事業として、小川村井原から沼貫村稲畑までの佐治川本川において築堤工事が行われた。見田井堰の可動堰への改築もこの間に行われた。

② 加古川上流改修第 2 期工事：昭和 10（1935）年度に着手、6 ヶ年継続事業として進められることになる。

昭和 8（1933）年度に「中小河川改修事業補助制度」が創設されたのを受けて、昭和 10（1935）年に、中小河川改修事業（国庫補助）として事業着手した。昭和 9（1934）年室戸台風による大災害を受け、国県とも 6 ヶ年の事業延長を可決します。さらには、昭和 13（1938）年大災害があり、再三の陳情により 8 ヶ年継続の事業費が認められた。

③ 佐治川改修第 1 期工事：昭和 15（1940）年、佐治川改修費が加古川上流改修費から切り離されて独立のものとなり、予算が佐治川流域に限定して充当されることとなる。また、これまでの改修が 1 期、2 期いずれも見田井堰から下流に限られていたのが、昭和 16（1941）年度より上流の幸世（さちよ）村・幸世橋まで延伸されることとなる。

昭和 17（1942）年 8 月 23 日佐治川改修第 1 期工事の起工式が成松町（現・丹波市氷上町成松）の国民学校において行われた。工事区間の延長約 9.8km。

しかし、日中戦争や第二次世界大戦、戦後の政治経済の混乱等の影響で、改修工事の大きな進捗はみられませんでした。国内情勢の安定とともに昭和 23（1948）年改修工事促進運動が再開されます。

■ 浸水被害多発の原因の一つとなっていた見田井堰を可動堰に改築

佐治川改修工事の一環として、柏原川合流点付近にあって上郷の障害物となっていた石積み固定堰の見田井堰は、100m 下流に移されて、コンクリート製の可動堰に改築することとなり、昭和 10（1935）年 10 月 27 日に井堰下流の中州河原にて起工式を挙げます。

堰の全長=88.00m（内訳は、可動堰=36.33m、固定堰=46.42m、角落とし=5.25m）

固定堰の側に角落とし堰と盾堰を設け、盾堰は幅 1.5m の鋼鉄製盾形扉 33 枚から成っていて、洪水の際は操作橋上からウィンチで操作し、1 分 20 秒で倒伏する構造となっています。

工事は、連日の降雨や記録的な寒波に遭いながらも約 1 年で完成、地元水利組合では、見田井堰の改築工事完成を記念して、井堰の操作橋横に高さ 8 尺（≒2.4m）、幅 3 尺 6 寸（≒1.1m）の『改堰碑』を建てています。（下の写真）

見田井堰の完成によって加古川上流第 1 期工事が竣工、昭和 11（1936）年 11 月 17 日、見田井堰付近にて第 1 期工事の完了および第 2 期工事の起工式が挙行されました。

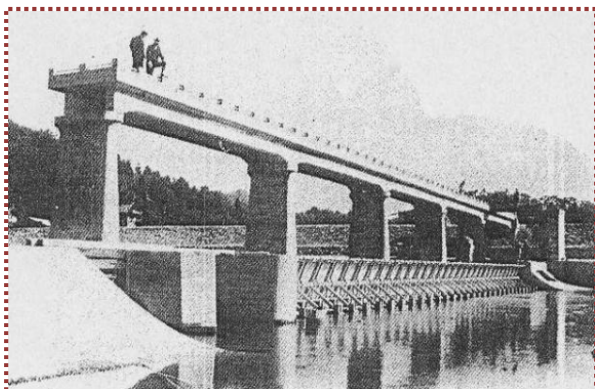


写真-3 昭和 11 年に竣工した見田井堰（『見田井堰沿革誌』から引用）



写真-4 集水埋渠の揚水機場敷地内に移設されている『改堰碑』

■ 見田井堰の操作困難が問題化

見田井堰は、シャノアン盾堰という型式ですが、下記のような欠点があるそうです。

- ・ 盾扉を支えている支柱を倒すには、突起のある棒を堰堤の長さ方向に動かしますが、砂礫が流れる川では、その摩擦のために棒を動かすことが極めて困難。
- ・ 倒した扉を起こすのも相当に困難で、特に流速が大きい場合にはその起立がほとんど不可能な場合もある。

見田井堰は、完成後 2 年も経たない昭和 13（1938）年 7 月に発生した大洪水の洗礼を受け、井堰の欠陥が議論されるとともに改修要求の聲が上がるようになりました。

■ 昭和 41 年、新・見田井堰が竣工

加古川中小河川改修事業（以後「加古川」と呼ぶ）の一環として、柏原川合流点付近が改修されることになり、併せて見田井堰も改修されることになります。

工事は、昭和 40（1965）年 12 月に起工され、昭和 41（1966）年 8 月に竣工、同年 10 月 14 日に竣工式が行われました。

位置は、上郷の要請も踏まえて 50m 下流に移し、堰長は 94m、堰高さ 1.78m、堰板 22m×3 門です。開閉形式は自動油圧アーム式、堰の越流水深が 30cm を越えると自動的に倒伏する仕組みとなっています。倒伏に要する時間は 5 分、起立に要する時間は 15 分程度となっています。

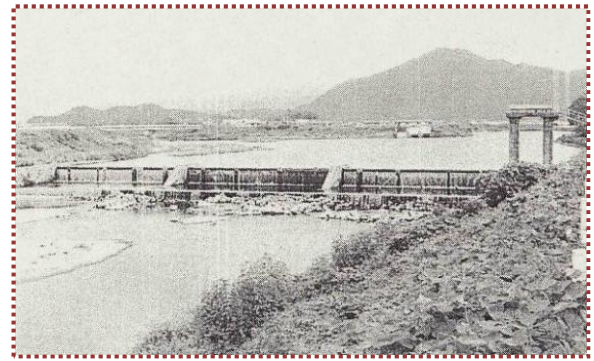


写真-5 昭和 41 年に竣工した見田井堰
（『見田井堰沿革誌』から引用）

■ 見田井堰、多孔管集水埋渠に改築

新・見田井堰竣工から 26 年後に再び見田井堰が改築されることになります。加古川中小河川改修事業において、県営水上南地区ほ場整備事業と関連して河床掘削による河積の拡大を図るため、平成 4（1992）年に見田井堰は付帯工事として下郷の要望も踏まえて集水埋渠※7 によるポンプ揚水方式に改築されます。これにより、取水施設は河床下に埋設されたため、加古川における見田井堰の河積阻害はなくなりました。

下郷の農民にとって見田井堰は美田を潤す重要な施設ですが、上郷にとっては浸水被害をもたらすやっかいな存在で、江戸時代の頃から見田井堰の切り払い（撤去）運動があったそうです。集水埋渠方式に変更することで、多年にわたり水害に悩まされ続けてきた上郷の農民の悲願が叶えられたことになります。

※7 集水埋渠：河床下に多数の集水孔を有する管（多孔管）を設置し、この周囲に透水性のよい玉砂利を置いて、常水層中の伏流水や地下水を前記集水孔を通じて管内に流入させ、その流入した水を取水井に集めてそこから取水するものである。

■ 平成 16 年災害を契機に床上浸水対策特別事業で大改修

平成 16（2004）年 10 月 20 日の台風 23 号に伴う豪雨では、水上町稲継、本郷、横田、柏原町母坪（いずれも現・丹波市）など柏原川流域で 450 戸が床上浸水しました。

そこで、「加古川水系高谷川床上浸水対策特別事業」を導入し、「コモレー丹波の森」（丹波市柏原町母坪）裏手の五柿橋下流から、「錦橋」（同市水上町稲畑）上流までの 2,200m を改修することとなりました。

改修は、背割堤を築くことで加古川と柏原川の合流地点を下流に約 1 km 移動させ、加古川の背水の影響を小さくして柏原川および高谷川の水位を下げ床上浸水を防ぐものです。そのため、加古川を最大で約 60m 拡幅し、工事前の加古川右岸堤防を加古川と柏原川を分ける「背割堤」としました。また、拡幅に伴い集水埋渠方式の見田井堰も約 230m 下流に移して同形式で改築し、改修後も安定して取水できるようにしています。

工事完了後は、台風 23 号と同程度の増水があっても、床上浸水戸数はゼロに、144 戸だった床下浸水が 70 戸まで減るそうです。31 億円を投じて、事業着手から 6 年目の平成 25（2013）年に完了しました。



図-2 加古川と柏原川の合流点周辺の地図

■ モノローグ

「ちりも積もれば……」で、平成 23 (2011) 年 6 月に『ひょうご水百景』No.1 を発刊して以来、毎月 1 号のペースで発刊してきましたが、この度 100 号に到達しました。発刊当初は、30 ほどしかテーマが思い浮かばず、“百景”というタイトルをつけることになかなか逡巡しましたが、ネタが尽きればやめればいい、と軽い気持ちで始めました。

とはいえ、せめて 50 号は超そうと絶えずネタ探しは続けていましたが、読者の皆様からの情報や資料提供もあって、余裕をもって 100 号の発刊となりました。

兵庫県在職 38 年の経験から、それなりに川のことは知っているつもりでしたが、知らないことのあまりの多さに驚いています。また、多くの川の歴史を調べていると、いろんなことがつながってきて、号を重ねる毎に以前に比べ多少は深く掘り下げることができるようになりました。

さあ、これからどうするか……。

フタナ（豚菜）

キク科エゾコウゾリナ属の多年草。ヨーロッパ原産の帰化植物で、日本には昭和初期に入ってきたとされる。北海道及び本州の広い範囲に分布。昭和 8 年に札幌市で初めて発見された際はタンポポモドキと命名されたが、昭和 9 年に六甲山で見つかった同種の植物にはフタナと名付けられ、現在はフタナの名称が主流となっている。この名は、フランスでブタのサラダという俗称で呼ばれていたことに由来する。全部分が食用に可能であり、葉と茎が最も利用される。成長しすぎた葉は硬くなるが、若葉はクセが少なく、サラダ、茹で野菜、揚げものなどで食される。



写真-6 背割堤に咲いていたフタナ

【参考資料】

- 1 『沼貴村史』 沼貴村誌編纂委員会編纂 昭和 41 年 12 月
- 2 『稲継部落誌』 氷上町稲継部落誌発行委員会 昭和 50 年 4 月
- 3 『佐治川治水略史』 佐治川水害予防組合 昭和 28 年 6 月発行
- 4 『見田井堰沿革誌』 見田井堰沿革誌作り委員会 平成 8 年
- 5 『兵庫の河川事業 50 年のあゆみ』 兵庫県土木部河川課 平成 3 年 3 月
- 6 『地学雑誌：地域社会における鳥栖五事業進展の活動と費用負担～兵庫県佐治川水害予防組合を例として～』
内田和子 平成 5 年
- 7 『逃散、強訴、柏原藩、フタナ』 フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

※発行：令和元（2019）年 9 月 『ひょうご水百景』 No.100

改訂：令和 8（2026）年 5 月 『ひょうご水百景』 No.100